

令和7年度包括外部監査結果に係る「意見」への対応状況について

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【上下水道局】
1-1	27	中長期の管路更新計画の再 検証	横須賀市では、局設定耐用年数としても令和2年末時点において約127kmの耐用年数を超える配水管が存しており、配水管の老朽化による漏水等のリスクが高まっているため、これを防止するためには配水管の更新工事は重要性が高い事業である。また、今後20年以内に高度経済成長期に布設した多くの管路が耐用年数を超えて増加するため、更新工事の遅れは漏水等のリスクの拡大に直結するおそれがある。 この対策として局設定耐用年数を超える配水管を更新する中長期の計画を立てているが、計画初期の段階である令和6年度は、物価の高騰等の影響で工事費が上昇し、必要な資金を十分に確保することが難しかったため、管路更新の達成率は79.5%となっている。 配水管の老朽化に対処するため計画的な管路更新は喫緊の課題である一方、今後も、物価高騰の影響は続くと考えられるため、財政収支見通しを踏まえたうえで、管路の更新計画を再検証することが望ましい。	令和8年度から令和11年度までの第2期実行計画では、事業費を抑制するため、施設の健全性を確保できる範囲で、管路の更新計画の見直しを行った。
1-2	27	更新管路の優劣の慎重な検 討及び固定資産台帳上の配 水管の補正	横須賀市では、布設年度、耐震性、埋設環境、配水流量、重要給水施設及び防災拠点等の有無などを踏まえて、更新対象路線を評価し、更新すべき管路を選定して管路更新を行っており、その計画及び執行状況は相当と認められた。 一方、令和6年度の管路更新状況を検討すると、横須賀市の固定資産台帳では、最も古い配水管は昭和27年から登録されているが、令和6年度の固定資産台帳における固定資産減少一覧表では、最も古い管路は昭和36年となっており、それ以前の管路は減少していない。 固定資産台帳に登録された昭和27年の一部の管路は数量が「一式」（帳簿原価88,782,110円）とされ、その延長距離が明らかではない。 担当課において、水道施設台帳（水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載する法定の台帳で調書と図面から構成される）であるマッピングシステム（水道管路施設の情報を地理空間情報上で管理するシステム）で古い管路を集計していた昭和29年以前の管路延長距離は8,076mであったのに対して、会計上の固定資産台帳（固定資産を取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿）のうち昭和27年の配水管で延長距離が特定できる配水管だけでも合計約17,327m、昭和28年の配水管が合計1,121m、昭和29年の配水管が合計20,364mとなっており、マッピングシステムと固定資産台帳に大きな乖離が生じている。 これは、固定資産台帳とマッピングシステムのデータの計上精度や除却の精度が同一ではないため、一定の範囲内にそれぞれのデータを擦り合わせることは非常に困難であり、また、それぞれのデータを擦り合わせることでデータの正確性が担保できなくなることから、経理上の財産管理は固定資産台帳で行い、各種集計業務や更新対象の確認などはマッピングのデータを使用することとなったことによるものである。 本来、同じ配水管を記録しているので、固定資産台帳とマッピングシステムとは一致するはずであるが、古い記録であるため、その当時の記録の登録時または更新時に乖離が生まれることもやむを得ない側面がある。しかし、その乖離は、仮に固定資産台帳が正しい場合、マッピングシステムに登録されていない耐用年数を超えた管路があり漏水等のリスクがあるが、管路更新の対象とされていないことを意味し、他方、マッピングシステムが正しい場合には、既に存在しない配水管が多数、固定資産台帳に登録されていることを意味することとなる。 配水管の埋設が古く、その正確な位置や距離を特定することが困難であるから、固定資産台帳の正確性に疑義があるからといって、これが直ちに指摘事項となるとは認められないが、管路更新の選定にあたっては固定資産台帳の記載も踏まえてリスクの高い管路等の見逃しが無いかを今後も慎重に検討するとともに、固定資産台帳に既に存在しない古い配水管が確認されれば、固定資産台帳の補正を進めていくことが望まれる。	過去に数回、固定資産台帳とマッピングシステムの整合を図ったが、データの計上精度や除却の精度が同一ではないため、一定の範囲内にそれぞれのデータを擦り合わせることは非常に困難であった。 現時点で固定資産台帳とマッピングシステムでデータの整合をとることは難しいが、長期的な視点でデータの整合をとっていくことを検討する。

令和7年度包括外部監査結果に係る「意見」への対応状況について

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【上下水道局】
1-3	28	点検頻度及び方法の検討の 必要性	水道法第22条の2第1項は「水道事業者は、国土交通省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならない。」、水道法施行規則第17条の2は「適切な時期に、水道施設の巡視を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。」、「適切な時期に、目視又はこれと同等以上の方法その他適切な方法により点検を行うこと。」「(一部抜粋)とそれぞれ定めている。また、令和3年10月に発生した和歌山市の六十谷水管橋の崩落事故を受けて、水道施設のうち一部のコンクリート構造物及び道路、河川、鉄道等の架空横断する管路等につき5年に1回以上の適切な頻度の点検と点検記録の保存が義務付けられた。 同法令を踏まえ厚生労働省は令和5年3月に水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドラインの改訂版を発行している。 同ガイドラインでは、水道施設の老朽化等への対応が急務である現状を踏まえ、適切な時期に目視等により点検を行うことを、水道法施行規則第17条の2で特に「目視又はこれと同等以上の方法」での点検を規定したこと、付属設備の点検は、日常点検、定期点検、精密点検を行うことを定め、例として基幹管路等の付属設備に対する点検実施頻度を示している。 これによれば、基幹管路等の付属設備に関して、法令の趣旨及び点検の重要性から目視による日常点検を年1回行うこととなる。横須賀市の基幹管路の付属設備については、送水管で年2回、配水本管で仕切弁簡易点検を4年に1回、消火栓で月1回、空気弁で10年に1回の点検頻度で行うなど、実現可能な範囲で優先度を高めて、それぞれ点検頻度を設定している。 必ずしも同ガイドラインどおりに点検等を行う必要はないが、定期的に適切な点検方法及び頻度を再検討していくことが望まれる。 横須賀市では伸縮可とう管の破損等で大規模な漏水事故が数回発生していることを踏まえ、これを点検項目に掲げてまずは埋設位置の情報整理を進めているが、早期に調査を完了して、より網羅的な点検を実施していくことが望ましい。	基幹管路等の付属設備の点検結果に応じて、点検方法や頻度の見直し検討を行っていく。 伸縮可とう管の位置情報については、令和8年度末を目途に整理を進めており、その後の点検の実施にあたっては、現在、計画的に進めている管路の漏水調査(音聴調査)に含めて取り組んでいく。
1-4	30	固定資産の適正な管理の 必要性	横須賀市の上下水道局会計規程第176条では固定資産台帳に関して「固定資産の増減異動を整理し、常にその現状を明らかにしなければならない」と定め、そのために同第178条は「毎年固定資産台帳と固定資産の実体を照合し、その一致を確認しなければならない」と「固定資産照合」の実施を規定している。 このため横須賀市では、6年周期で固定資産照合をする施設等のグループを定め、該当年に施設等のグループの中から一部の施設等の固定資産の照合をしている。 しかし、有馬浄水場では平成28年度から令和6年度まで9年間にわたって固定資産照合が行われず、器具備品及び物品も2年に一度の照合であり、実際に今回の監査において除却手続がなされていない固定資産が判明している。また、監査人が有馬浄水場において固定資産台帳より選定して現地視察した固定資産であるテニスコート及び水質分析キットは、今後使用予定がなく除却手続を検討すべき状態であった。 固定資産照合に関して、担当課より限られた職員で対応する制約がある旨の説明があり、その実情は理解できるものの、他方、固定資産照合の間隔が年単位で空くことによって職員も固定資産の所在や状態等の把握が曖昧になり、その結果、不要な固定資産をいつまでも管理し続けるおそれが生じて職員の無用な負担になる側面もあるため、適時に除却手続がなされ固定資産台帳と固定資産の実体が一致するよう固定資産照合の方法を改善することが望ましい。	固定資産実地照合の頻度や方法について見直しを検討する。

令和7年度包括外部監査結果に係る「意見」への対応状況について

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【上下水道局】
1-5	30	水道施設の土地等の利活用	監査人が現地視察した配水池及び浄水場において、有馬浄水場のテニスコート及び逸見配水池に存する平成27年に廃止された半原水源池から導水していた緩速ろ過池4池の跡地が利活用されずに10年間以上が経過している。担当者より、有馬浄水場のテニスコート跡地の地下には調整池があるため、その地表の利用には制限がある旨の説明があり利活用を検討しても困難な資産もあると考えられるが、その他の利活用の可能性がある資産を把握及び管理して適正かつ効率的な運用等を検討していくことが望まれる。	水道施設の土地の利活用については、水道施設の建て替え候補地や、太陽光発電設備等の環境対策施設の設置スペースに活用する方向で検討する。
1-6	33	半原水源系統の用地及び埋設管路撤去の着実な処分及び撤去の履行	老朽化等に起因する事故発生の危険性が低ければ導水管撤去工事が優先させず、経費削減のため他工事等が発生するのを待って撤去工事を実施する計画は合理的である。この間、計画より前倒しで撤去が実施されている工事もあるが、導水管撤去工事に関しては、直近3年間でほぼ撤去工事が行われておらず、撤去計画の着実な履行を図ることが望ましい。 半原水源系統の遊休資産となった用地は合計17,819㎡となり管路に沿って各地に点在している。愛川町の用地は愛川町をはじめとして平成27年11月から平成30年8月まで売却等が行われて積極的な遊休資産の処分がなされた実績が認められる。一方、その後は売却等がなされておらず、基本方針では道路管理者または隣接する地権者に売却することを原則としているが、現状は用地ごとに売却可能かどうかなどの土地の情報が整理されておらず、隣接地権者からの買取り要望があれば随時売却するとの対応となっている。市外に点在する土地を保有し続けることはその管理責任及び費用が相当な負担となっているため、用地の情報収集及び整理を進め、遊休資産となった用地の処分をより積極的に進めていくことが望まれる。 この点、遊休資産となった用地の情報収集等は、上下水道局のみで行うことには限界があるので、遊休資産となった用地に関するサウンディング型市場調査などを実施し、民間事業者等のアイデアまたは意見等を幅広く把握して、用地の市場性の有無、処分または利活用方法等を検討していくことが考えられる。	事業費を抑制しながら導水管の撤去が着実に進捗するよう、他工事に併せて撤去工事を行うほか、上下水道局用地に埋設している導水管については、管も含めて用地売却または譲渡する方向で道路管理者との協議、調整を進めている。 遊休資産は単独利用困難な用地のため、市場性は低く、隣接地権者に売却するためには測量・登記費用など多くの支出を要するため、処分を進めるための方策を検討する。
2-1	37	下水道施設のダウンサイジング	今後の人口動態により下水道の利用低下が見込まれる地域でかつ下水道管耐震化事業の実施困難な地域については、日常の維持管理や長寿命化対策による手当てとともに、将来の施設更新の際には、下水道計画区域（排水区域）の変更を含めて検討することが望ましい。	下水道施設の老朽化や人口減少等の将来の動向を注視し、必要と判断された場合には事業計画区域等の変更を検討する。

令和7年度包括外部監査結果に係る「意見」への対応状況について

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【上下水道局】
2-2	40	国庫補助金の活用について	下水道管改築事業では、予算執行率が100%を割り込む年度がみられるが、その大きな理由として、国と横須賀市における下水道関連工事の優先項目が異なることにより補助金の内示率(補助金交付決定額÷補助金額)が低くなっていることが考えられる。 すなわち、下水管更新よりも処理場等の施設の更新に多くの事業費が必要となることから、補助金を申請する際の事業の内訳として下水管関連の工事の割合は他の自治体よりも低いと思われる。 一方で、八潮市の道路陥没事故以来、国は下水道事業の施設の中では、管渠の工事の優先度を高めていると考えられる。 こうした中で、企業債の発行等による対応を図っているが限界があり、補助金をより一段と活用することの検討が望まれる。 例えば、国のニーズに沿って下水管更新の優先度を上げていくことにより、当面は補助金の内示率の乖離が解消されることが考えられる。 ただし、根本的な問題の解決のためには、中核市市長会や業界団体等の要望活動に参画して国にニーズを伝える中で、処理場等の施設の更新が重要である横須賀市の状況をより明確に伝え、こうした事業に対する補助金獲得の促進を図ることを検討することが望ましい。 また、その際は、財務面以前の問題として、計画どおりに進まない難工事が多い下水管工事においては工事の資源も十分でないという事業面の問題があり、(道路事業など他の関連事業との連携した工事の促進等により対応を図ってきているが)限られた資源は優先度の高い処理場等の施設更新に投入すべきであるという現実に対する理解を求めることが望ましい。	令和7年12月、横須賀市長が国土交通省を訪問し、「横須賀市における下水道事業の推進に関する要望書」を提出した。その他、「国の制度・施策に係る改善点等に関する調査」においても、本市下水道事業の実情を踏まえ、浸水対策、地震対策だけでなく処理場等の改築に重点的な補助金配分を行うよう、総務省自治財政局宛てに調書を提出した。 また、限られた財源の中で下水道事業を継続するためには、下水道の根幹的な施設である処理場の改築の必要性が高いことを、広く理解していただけるよう検討を進めていく。
2-3	41	実施する事業の計画策定・運用と人材育成	実施事業を選定して年度の実施計画を立てるためには、下水道に関する専門的な知見や現状分析のノウハウ、外注業者の管理能力など多岐に亘る能力が必要である。 また、事業の運営段階においても、例えば予定外の事業を実施したことにより予算枠が消化されてしまった場合に、当初計画していた事業を先送りするのか、補正予算を組んで当初の予定どおり事業を実施するのかという判断の基礎として、リスクを適切に評価・管理する能力が必要である。 現状、これらの能力の引継の多くの部分はOJTに依存している。 ただ、こうしたOJTには時間を要するところ、中堅層の技術職員が少ない横須賀市では若年層への引継が必要であり、ベテラン層の多くがリタイアする今後数年間のうちに十分な引継ができるかが問題となる。 現在においても、ノウハウを引継ぐために可能な限りマニュアル化が進められてはいるが、OJTによる承継が行われている分野の業務についても、網羅的に可視化できるよう、より一層マニュアル化を充実させることが望まれる。	OJTによる承継が行われている分野の業務についても、マニュアル化することができるか検討する。

令和7年度包括外部監査結果に係る「意見」への対応状況について

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【上下水道局】
2-4	41	台帳管理業務におけるIT活用	横須賀市では各部署で工事・資産管理のための台帳を作成している。 監査人は各部署間の台帳の整合性を確認するために、上下水道局が管理する台帳の一覧表を求めたところ、一覧表は存在しなかった。各台帳はあくまでも係単位で、紙ベースが多い各台帳の内容のうちの定められた項目を月1回、手作業で更新するにとどまっており、各台帳の整合性を網羅的に管理する仕組みは存在しない。 横須賀市ではIT管理システムとしてマッピングシステムが導入されている。マッピングシステムと固定資産台帳については、資産の名称、資産の種類、資産の所在などが一致するなど、項目の関係が把握されている。 しかしながら、上下水道局が係単位で管理する他の台帳については、その一覧表がないため、マッピングシステムとこれら台帳上において、関係が明確になっていない項目が残っている。 このため、まずは台帳の一覧表を作成し、ITシステムであるマッピングシステムと紙等で管理する各台帳の内容を整合させるなどして、事務作業の簡便化に配慮しつつ、現状のITシステムをそのまま用いて各台帳を網羅的に管理するといった取組みを検討することが望ましい。 今後、施設のダウンサイジングの検討が進むと思われる中で、対象とする資産を的確に把握・評価するためにも、マッピングシステムと固定資産台帳やその他の台帳の重要な項目については、整合を図ることが望ましい。	各部署が管理する情報は多岐にわたり、それぞれの専門性が高く、これらを一律で管理することは、各業務特有の情報欠落を招く恐れがあるため、台帳を一括して管理することは対応できない。 過去に数回、固定資産台帳とマッピングシステムの整合を図ったが、データの計上精度や除却の精度が同一ではないため、一定の範囲内にそれぞれのデータを擦り合わせることは非常に困難であった。 現時点で固定資産台帳とマッピングシステムでデータの整合をとることは難しいが、長期的な視点でデータの整合をとっていくことを検討する。
3-1	45	浸水対策事業の実態把握	事業内容には「雨水排除量の増加に対応し、浸水被害の低減を図るため、雨水排水施設を整備します。」と定められている。雨水排水施設を整備することが事業の目標であるため、期間中の目標は着手率ではなく、どれだけ実際に雨水排水施設の整備を完了したかに係る数字を示すことが望ましい。 すなわち、現状、期間中の目標は工事・委託の執行件数であり、達成率は計画執行件数との比率で測定されている。このため工事の完了による「雨水排除量の増加に対応し、浸水被害の低減を図る」こと自体がどの程度達成されたかが必ずしも明らかではない。	浸水対策事業は整備率により進捗管理を行っているが、本事業においてはハード対策とソフト対策がある。 このため、整備率では事業全体の効果を示すことができないので、事業効果が示せる管理指標を今後検討する。
3-2	46	災害二輪調査隊訓練の実効性確保について	令和6年度の災害二輪調査隊の参加率は年度平均61.2%であるが、最も高い月である6月が81.8%に達しているのに対して、最も低い月は1月の27.3%にとどまっている。 訓練の不参加や未実施は、当日に急遽現場対応が必要になる等の業務上の都合によるものが多かった。 このため、職場でのサポート体制を見直すことで、訓練により参加しやすい環境を整えることが望まれる。	令和7年度の参加率は約69%と令和6年度より向上している。 今後は、業務上の都合により参加できないケースを減らすため、所属長に対して、訓練参加へのサポートを改めて依頼する。
4-1	51	鉛給水管の取替え計画	鉛給水管解消事業は、費用を抑制しながら効率的に進めるため、他の工事に付随して鉛給水管の取替を行っているが、近年では、鉛給水管の解消が計画よりも遅延している状況である。主因は、付随する工事範囲内において鉛給水管が残存しているケースの減少や、付随する工事自体の件数の減少という外部要因である。ただし、これは今後の計画の完遂に当たってより長い時間がかかる可能性があることも意味する。このため、計画期間を延長するか、前述のコスト上昇も考慮したうえで予算を増額するといった解消計画の見直しの必要性を検討すべきと考えられる。	鉛給水管の解消にあたっては、工夫をしながら、引き続き、計画の完遂に向けて取り組むこととし、今後の進捗状況に応じて、計画の見直しにも取り組んでいく。

令和7年度包括外部監査結果に係る「意見」への対応状況について

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【上下水道局】
4-2	59	適切な情報開示	料金改定を行うに当たっては、「水道事業及び公共下水道事業経営審議会」における審議が行われているものの、住民の理解が必要であり、そのための丁寧な情報開示に留意する必要がある。 この点、現状では料金改定を行った後に、改定後の料金体系を前提とした詳細な収支予測が開示されておらず、料金改定後の収支予測と実績の比較ができない状況にある。 インフレやコロナウイルス等の社会環境の変化が激しい状況において将来の見通しに対する不確実性は高まっているため、料金改定を行うか否かを問わず、年度単位で前提情報を含む収支予測の情報開示、予測値と実績の差異分析に関する情報開示などを行っていくことを検討することが望ましい。	第2期実行計画期間中の財政収支計画では、料金改定後の収支見込を公表しており、決算に合わせて、計画値と決算値の比較を公表する予定である。 また、計画と実績の差異分析など情報開示については、今後検討を進める。
4-3	59	施設の撤去等に対する会計処理	全国的に上下水道設備は人口減少、利用水量の減少に伴うダウンサイジングが求められており、横須賀市においても半原水源系統が廃止されたほか、小雀浄水場や有馬浄水場の廃止の検討が行われている。 民間企業においては、従来使用していた設備の廃止・撤去等を行う場合には、設備利用の実態を財務諸表に適正に反映するために、以下のような会計処理が行われる。 ①原状回復に係る法的義務に伴う費用の見積額を資産除去債務として計上し撤去までの使用年限で償却 ②引当金の要件を充足する撤去コスト等を引当金として計上 ③固定資産の耐用年数を撤去までの使用年限に変更 ④減損損失を計上（資産のグルーピングの見直しを含む） これにより設備の使用年限内で費用を平準化し、使用期間の収益と費用を対応させること、不良資産を貸借対照表に残さないことが可能になるが、地方公営企業である上下水道局においてもこれらの会計処理は実態を反映するため有用であると考えられる。 特に受益者負担と世代間公平の観点からは撤去コストは撤去後の世代ではなく、現在使用している世代で負担すべきと考えられること、これらの会計処理を決算に反映することで料金算定のための総括原価への反映などに活用できると考えられるため、検討することが望ましい。 例えば、引当金については、上下水道局の会計規程では「賞与引当金」、「退職給付引当金」、「法定福利費引当金」、「貸倒引当金」の4種類についてのみ計上基準が定められている。しかし、地方公営企業法施行規則第27条では、むしろ、企業会計上の引当金の4要件を満たす場合に計上を義務付けしている。 減価償却に関しては、同規則第15条第1項に基づき耐用年数を設定し減価償却を実施している。この点、民間企業においても主に法人税法の規定に従い耐用年数を設定し減価償却を行うことが一般的ではあるが、財務会計の観点からの耐用年数の見直しが行われることも少なくない。したがって、特定の設備の廃止の決議を行った場合には、同規則第15条第2項の規定などを踏まえた減価償却の見直しを検討することが望ましい。	廃止施設の撤去費用は、意見のとおり現在使用している世代で負担すべきと考えており、総括原価への反映を検討する。
4-4	60	収入確保の多様化	将来的なダウンサイジングの撤去コストは相当の規模の財務負担を強いられるものと考えられる。地方公営企業は原則的に独立経営が求められるものの、撤去コスト負担による財政状態の悪化は、最優先事項である上下水道サービスの安定的な提供の障害となる可能性がある。このため、ダウンサイジング等の撤去コストは国への財政支援の要請のほか、一般会計からの繰入金についても検討すべきと考えられる。日本水道協会は、廃止施設に対する補助要請の陳情も行っているため、自治体からも同様の要請を強化することも収入確保の方法のひとつと考えられる。 なお、受益者負担と世代間公平の観点からは企業債による支出先送りは妥当ではないという考えもあり、撤去コストを賄う収入の在り方を今から十分に検討することが望ましい。	現在、水道システムの再構築に係る費用について、県内の水道事業者と連携して、国に補助金等の財政措置を要望している。 ダウンサイジングに係る撤去コストについても、多額の費用が見込まれるため、国に対して財政措置の要望などを検討する。

令和7年度包括外部監査結果に係る「意見」への対応状況について

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【上下水道局】
4-5	60	コスト削減余地の検討	公募型プロポーザルへの応募業者が一者であることから、水道料金等徴収業務の委託先は平成9年から継続して同一の事業者となっており、業者比較によるコスト削減の余地の有無について確認がされていない。このため、プロポーザル参加企業を増やすための取組みの検討を行うことが望ましい。例えば、契約条件として、委託契約期間を長期化する(システム開発を前提とするため、事業者にとってはより長期のほうが収益性を確保しやすい)などの検討の余地はありと考えられる。	サウンディングなどの市場調査や委託契約期間の見直しを含め、参加事業者の増加につながる取組を検討する。
4-6	60	業務委託先管理	上下水道局では民間委託、広域連携等の外部への業務委託を進めており、対象業務も現行の管路維持管理業務や料金徴収から、将来的には水道管路関連業務のより広い範囲へと拡大する可能性がある。このことは、当局による直接的な業務遂行能力とあわせて、委託業務の管理活動の重要性が高まることを意味する。 例えば、水道料金等徴収管理について個別業務として仕様書の詳細な定めと重要指標の報告などを定めて運用しているが、上下水道サービスの安定的な運用を継続するためのモニタリングプロセスの継続的な改善・機能向上を検討することが望ましい。 その際の視点として、例えば、日本PFI/PPP協会が公表するモニタリング・ガイドラインで示されている、以下のようなものが考えられる。 ①受託事業者による自主的な自己監査 ②自治体による直接的な監視・確認 ③第三者機関による監査・評価 ④利用者による満足度調査・苦情対応等 実施方法としても、定点観測的な重要指標のKPI報告のみでなく、リスク評価を基礎とした每期異なるテーマに基づく指標等による評価も考えられる。 更に、今後より広範かつ部課横断的な業務委託が行われる場合には、上下水道局として体系的な整理(規程や組織の設置)の必要性の検討も考えられる。	委託の拡大を見据え、KPI確認に加えてリスクベースの点検やモニタリングを組み合わせた、体系的な委託業務管理の改善・機能向上策について検討する。
5-1	67	組織マネジメント委員会の活用	上下水道事業を巡る外部・内部環境は日々変化しており、内部統制の有効性を維持するためには、全局的な視点からの統制対象ポイントの特定やそのリスクの大きさの評価を継続的に実施し、これに基づいた重要性にしたがって統制体制の整備運用を行う必要がある。 現状の情報交換会では、個別部署やプロセスにおける内部統制上の課題の把握や共有は行われているが、それらの個別の課題が全局としてどの程度重要であるのかを認識するための、統制環境の整備・モニタリングの状況確認・ICTの活用といった事項への対応までをカバーする活動はみられない。 内部統制への意識を局内に浸透させる方法としては、現に存在している組織マネジメント委員会を活用し、その所掌を「内部統制の整備運用の努力義務」を推進させることにまで拡大させることが考えられる。すなわち、全局ベースでリーダーシップを持って内部統制体制を計画的(目標年度を明確にしたうえで)、継続的及び段階的に推進するための機関としてマネジメント委員会を位置づけることが望ましい。	組織マネジメント委員会についての体制、整備、運用について検討する。
5-2	67	内部統制に係る継続的な研修の実施	内部統制においては、継続的な研修により全職員が、内部統制の仕組みやその効果などを理解して日々の運用時において、規定の趣旨に沿った行動を継続することが大事であるが、内部統制に関しての研修は、入職時に行うのみで、継続的な研修は行っていない。 このため、例えば、総務部人事課が運用するeラーニングを活用して、継続反復した研修を行うなど、実現可能で効果が期待できる対応を検討することが望まれる。	内部統制に関する研修方法について、実現可能で効果が期待できる対応を検討する。

令和7年度包括外部監査結果に係る「意見」への対応状況について

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【上下水道局】
5-3	72	収入に係る規程の見直し	収入・支出に係るプロセスにおいて牽制体制に重要な問題はみられない。ただし、現在の業務の実態にあわなくなっている規程が存在しており、これらを見直すことが望ましい。 具体的には、以下のとおりである。 ①小切手納入のリスク管理が限定的(上下水道局会計規程第44条) 小切手の使用条件は定められているものの、偽造や盗難、郵送時の紛失などのリスクへの対応が不十分(小切手納入の際の本人確認や、郵送時の追跡手段が明記されていない)。ただし、実態として小切手による納入は発生していない。 ②収納金の引継・預入れの遅延容認(同規程第48条) 「やむを得ない事情がある場合は翌日でも可」とされているが、「やむを得ない事情」の定義が曖昧であり、現金の保管期間が延びることで、紛失・盗難のリスクが増加する。ただし、実際の運用では紛失・盗難は発生していない。	上下水道局会計規程については、令和8年4月1日付けで一部改正を行い、現在の業務実態にあわない規程の見直しを行った。今後も定期的な同会計規程の見直しを実施する。
5-4	73	情報セキュリティの管理の見直し	情報セキュリティ規則の実施機関には外注業者が含まれていないため、外注業者へのセキュリティ監査は実施されていない。しかし、内部統制が情報システムに依存する現状では、内部統制の機能をより強化するために、外注業者の管理する情報やシステムへの監査を情報セキュリティ規則に明記し、定期または随時のモニタリングによる不正防止の強化を検討することが望ましい。	数年以内に市全体でシステム運用の大幅な変更を検討している。 デジタル・ガバメント推進室では、このシステム運用の変更を考慮し、監査も含めた適切なセキュリティ管理が行えるよう情報セキュリティポリシーの見直しを検討している。上下水道局もこの改定に合わせて不正防止の強化を検討する。
5-5	73	引当金の算定	賞与引当金と退職給付引当金について、引当額の算定に際し適用月数や負担の部署間調整が行われていない。 実際の影響額を計算して重要性を確認してから、現状の算定方法が見積り計算として十分な妥当性を有しているといえるのか再検討することが望ましい。	賞与引当金と退職給付引当金について、現状の算定方法が見積り計算として妥当性を有しているか再度検討する。
5-6	73	決算プロセス	決算数値の正確性を確保するために、次のような改善を検討することが望ましい。 ①スプレッドシートの管理保全 決算業務に利用するスプレッドシートの管理方法の明確化が必要。すなわち、決算時には前年のスプレッドシートを基礎資料として利用しているが、スプレッドシートのアクセス制限や保管方法は、経理課内の職員は誰でもアクセスできるフォルダへの保管である。スプレッドシートの計算式の損壊などは実際に起こり得る事象でもあり、保護やバックアップの検討は必要と思われる。 ②決算関連業務のマニュアル化 引当額算定、財務諸表開示など、年1回のみ発生する作業については、日常業務のように習熟することが困難である為、マニュアルを整備して作業の正確性の維持を図ることが必要である。 ③出資金の期末計上額の評価の妥当性検討 投資その他の資産に計上されている出資金に関する規程が会計規程に定められていない。現状の出資先は神奈川県内広域水道企業団のみとなっているため、問題とならないが、今後、新たな先へ出資する際には、こうした規定の策定と評価の実施の必要性について検討することが望ましい。	①スプレッドシートの管理保全については、ファイルサーバーの定期的なバックアップにより対応済である。 ②決算関連業務のマニュアル化については、既に実施している部分もあるが、より内容が充実するように、マニュアルの更新等を検討したい。 ③出資金の期末計上額の評価の妥当性検討については、今後、神奈川県内広域水道企業団以外への評価の必要性がある出資を行う際に検討する。

令和7年度包括外部監査結果に係る「意見」への対応状況について

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【上下水道局】
5-7	75	自己点検の実施	定期監査の指摘事項は、回を重ねるにしたがって減少しており、監査による措置の効果が表れていると評価できる。ただし、指摘内容が類似しているものや繰り返している部課もあることから、被監査部署側の取組への意識を高める必要がある。 このため、自己点検の徹底、指摘事項を含めた内部統制に係る研修の定期的実施などの対策をとることが望ましい。	内部統制に関する研修方法について、実現可能で効果が期待できる対応を検討する。
5-8	76	情報セキュリティ監査	市の情報セキュリティ規則上は情報セキュリティ監査を受けること及び自己点検を行うことが義務付けられており、自己点検は行われている。 一方、稼働しているシステムに関して第三者から情報セキュリティ監査を受けたのは情報セキュリティ規則が制定された平成29年度の1回のみである。システムの変更や職員の異動などを考慮すれば一定年度ごとに監査を受けることが必要と思われる。 また、外注業者（例えば料金収納の業者）が開発し運用しているシステムとその情報に関しては、契約時には運用項目を検討しているが、契約後は横須賀市による定期的な監査や外注先の自己点検による運用状況の確認は行っていない。 外注業者については、管理する情報資産は市の情報セキュリティ規則第4条から適用範囲外である。しかしながら、意見5-4でもみたように、内部統制上は、委託業務は自身の業務の一部として管理する必要がある。また、実際問題として、料金収納の外注業者においては要配慮個人情報などの重要な情報が管理されており、定期的監査を行うことが望ましい。	数年以内に市全体でシステム運用の大幅な変更を検討している。 デジタル・ガバメント推進室では、このシステム運用の変更を考慮し、監査も含めた適切なセキュリティ管理が行えるよう情報セキュリティポリシーの見直しを検討している。上下水道局もこの改定に合わせて監査も含めた不正防止の強化を検討する。

令和7年度包括外部監査結果に係る「意見」への対応状況について

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【上下水道局】
7-1	97	有馬浄水場管理計画の慎重な遂行	(ア) 維持管理計画 有馬浄水場は令和15年までに維持管理計画に基づき、設備の修繕を行うことを計画している。維持管理計画には、計画的な点検修繕と将来を見据えた大規模修繕の実施計画がある。廃止が検討されている令和37年度まで安定して利用するためには、計画的な修繕については立案した規則に基づき実施すべきである。一方で、維持管理計画の終了年度である令和15年度から有馬浄水場の廃止予定年度の令和37年度までは22年しかないので、大規模修繕を行う場合には、設備の耐用年数を考慮して、慎重に実施すべきと考えられる。 とりわけ、収益的支出と資本的支出の区別の判断を記載している修繕費支弁基準取扱要綱によれば、耐用年数を延長するための経費支出は資本的支出に該当すると記載されており、大規模修繕の支出の多くは資本的支出として区別され、会計上は固定資産計上されることになる。 ここで、有馬浄水場管理計画で対象とする設備の耐用年数(法定耐用年数、局設定耐用年数)は表-3.2のとおりとなっている。 大規模修繕にて予定されている仕切弁などの法定耐用年数は30年である。局設定の耐用年数は法定耐用年数より長い傾向があるため、取得した固定資産の耐用年数は令和37年度以降に到来することが推測される。 浄水場の廃止の意思決定時には、廃止時に除却する固定資産の範囲を決定して、固定資産の減損損失の見積計上を行う必要が生じる可能性がある。 したがって、大規模修繕の計画を行う際には、耐用年数の検討、売却・転用の可能性を十分に検討するとともに、廃止の意思決定時における固定資産の減損損失の計上額の予測を行う必要がある。減損処理後は、固定資産の残存価額と耐用年数の見直しを行う点にも留意する必要がある。また、事前に資産除去時の法的義務(フロンやPCBのように法定の処理が義務化されている産廃等)の発生の有無とその資産除去債務計上の検討も行うべきである。 今後、有馬浄水場に関する設備取得の稟議起票時には、上記の検討結果を添付して稟議決裁することが望まれる。 (イ) 整備計画 整備計画は点検修繕を目的とする維持管理計画と異なり、設備の更新が計画の目的となる。したがって、支出の多くが固定資産として計上されることになることから、上記の大規模修繕と同様に耐用年数の検討、売却・転用の可能性を十分に検討するとともに、廃止の意思決定時における固定資産の減損損失の計上額の予測を行う必要がある。減損処理後は、固定資産の残存価額と耐用年数の見直しを行う点にも留意する必要がある。また、事前に資産除去時の法的義務の発生の有無とその資産除去債務計上の検討も行うべきである。 今後、有馬浄水場に関する設備取得の稟議起票時には、上記の検討結果を添付して稟議決裁することが望まれる。	有馬浄水場の廃止時期が確定したタイミングで現行の有馬浄水場管理計画の見直しを行い、修繕計画及び整備計画の内容を減損損失等による費用も加味し、過剰な投資をしないよう適切な修繕計画及び整備計画の立案を検討する。
7-2	101	建設仮勘定に係る会計処理の検討	上下水道事業においては、ダムのように工事に何年も要する施設がみられるため、長期間計上され続ける建設仮勘定が存在している。 例えば、小雀系統の基幹施設整備費にかかる建設仮勘定の中には平成8年(1996年)度から30年近く計上されているものがみられる。 この点、上下水道局では、毎年の決算において、個々の細目毎に建設仮勘定から資産本勘定への振替等の要否を確認しているが、令和6年には、小雀浄水場を令和22年度に廃止することが発表されるなど、施設の将来を巡る環境は大きく変化している。 このため、特に、長期に渡って計上され続けている建設仮勘定については、①完成・引渡済み施設の個別資産科目への振替、②支出対象施設の建設中止等の場合の費用計上、③施設の有用性低下時の損失計上などの処理が必要ないか、見直すことが望ましい。	建設仮勘定の資産本勘定への振替の要否については、毎年確認を実施し、工事が中止等になったものは費用計上をし、適切な会計処理を実施している。

令和7年度包括外部監査結果に係る「意見」への対応状況について

番号	報告書 ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【財務部】
6-1	83	入札・契約に係る事務の見直し	公共事業の入札の不調から価格競争の効果を享受しづらい環境となってきたが、そもそも入札発注の際の市場価格の参考とするための下見積の取付けが1業者に限っているケースが散見されるとのことで、契約課の指導を更に徹底して、原則どおり二者以上の複数者から取付けることが望ましい。	契約課からの案内、審査等において、原則に沿った複数者からの見積り徴取についてさらに徹底をしていきます。 また、庁内研修に見積徴取の留意点を盛り込み、全庁的な見積徴取の適正化を図ります。
6-2	87	プロポーザル方式の要綱・ガイドラインの整備	プロポーザル方式の実施に際しての恣意的な運用を防止するために、上下水道局の実績として、一定以上の規模の契約の場合には、外部の学識経験者等を選考過程に関与(選考委員会の委員に加える、意見を聴取する等)させていることから、その旨要綱・ガイドラインを定め、公正性・客観性を担保する仕組みを明確にすることが望ましい。	外部有識者等の関与の可否は、金額のみで一律に定めるのではなく、市民への影響、評価内容の専門性、事業の難易度等を踏まえ、発注課が案件ごとに総合的に判断する性質のものであり、画一的な明文化にはなじまないと考えます。 なお、今後の運用の中で一律の取扱いを明確化すべき事項が生じた場合は、必要に応じてガイドライン化等を検討し、適切に対応していきます。